

第4章

災害復旧計画

## 第1節 公共施設及び公共事業等の災害復旧

道路、橋りょう、河川等の公共施設は、社会活動を営む上で重要であり、災害による損壊の場合、救助活動及び救援救護活動等に重大な支障が発生するため、社会的基盤である公共施設等の迅速な機能回復と二次災害防止対策が必要である。市は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、公共施設等の復旧に当たっては、第2章「災害応急対策計画」に基づく応急復旧等による臨時的措置を講じたのち、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努めると同時に被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画についても検討する。

### 1 基本的手順

公共施設管理者等は、次のとおり災害復旧を行う。

#### (1) 調査分析

応急復旧工事終了後、施設について被災原因、被害の程度等についての調査分析

#### (2) 災害復旧計画の策定

調査分析の結果に基づく、災害復旧事業計画の策定及び再度の災害の防止を図るために必要な新設、改良を組み入れた再度災害防止事業計画の策定

#### (3) 優先順位の策定

被災の程度、復旧の難易度等を勘案した復旧効果の高いものからの優先順位の策定

#### (4) 協力体制

関係機関の応援協力による災害復旧工事等に必要な技術者等の確保

### 2 災害復旧のための被害報告

災害復旧のため必要な産業及び施設の被害調査・報告は、県に対し速やかに行うものとする。なお、被害状況調査の実施者等は、第2章第6節「災害情報収集等の計画」の定めによるものとする。

### 3 公共土木施設の災害復旧

土木施設管理者は、公共土木施設の災害発生による復旧について、被災施設を速やかに原形復旧する。

なお、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による対象施設は、河川・道路・下水道などであり、一定の要件を満たす災害復旧に国の負担がなされる。

### 4 住宅復興に関する計画

災害により住宅を滅失又は損傷したものに対する住宅対策は、第2章第9節「応急住宅対策」の定めによるものとする。

### 5 激甚災害に関する対応計画

市本部総務班は、甚大かつ広範囲に及ぶと思われる被害に対し、早急な復旧を図るために、

多方面に及ぶ国の支援が不可欠であることから、激甚法に基づく激甚災害の早期指定を受けるため、早急な被害情報の収集や早期指定に向けた国への働きかけを行う。

このため被害状況の収集に努め、県が行う調査に協力する。

## 6 激甚災害に係る財政援助措置の対象

### (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ケ 知的障害者更生（援護）施設災害復旧事業
- コ 女性保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業 公共的施設区域内 公共的施設区域外
- セ 湛水排除事業

### (2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助

### (3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還機関等の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 中小企業者に対する商工組合中央金庫に対する特例

### (4) その他の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

- エ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例
- オ 水防資機材費の補助の特例
- カ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ク 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

## 第2節 被災者の生活確保

被災者は、家族の喪失、財産の喪失等極度の混乱状態が予想され、生活手段の早急な確保が必要である。市は、民生の安定、生活再建への支援及び社会秩序の維持を図るため、関係防災機関等と協力し、緊急措置を講ずると同時に、災害の規模に応じて、貸付等必要な措置及び被災者の利便を図るため必要な相談窓口の開設、広報を行う。

### 1 生活相談

市本部福祉班・市支部救援班は、被災者のための相談窓口を設け、苦情又は要望事項を聴取り、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施する。

### 2 個人被災者への資金援助等

#### (1) 被災者生活再建支援法の適用

市本部福祉班・市支部救援班は、住宅被害の認定を行い、被災者への支援金の支給申請に必要な、り災証明書等必要書類の発行、制度の説明、被災者からの申請等の受付、県への書類送付を行う。

平成16年法律第13号により法の一部が改正され、被災者生活再建支援金等の拡充が図られている。

#### (2) 郡上市被災者生活・住宅再建支援制度

市本部福祉班・市支部救援班は、「郡上市被災者生活・住宅再建支援補助金要綱」により、り災者に支援金を支給する。

適用条件は、県内で被災者生活再建支援法が適用になった場合（平成16年10月台風23号災害から適用）又は、その他、市長が特に必要と認める場合である。

#### (3) 災害弔慰金及び災害障害見舞金

##### ア 災害弔慰金

市本部福祉班・市支部救援班は、「郡上市災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、災害により死亡した住民の遺族に対し支給する。

##### イ 災害障害見舞金

市本部福祉班・市支部救援班は、「郡上市災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対し支給する。

#### (4) 郡上市災害見舞金

市本部福祉班・市支部救援班は、「郡上市災害見舞金支給要綱」により見舞金を支給する。見舞金の額は、次に掲げるとおりとする。

ア 全壊、流失及び全焼により住家が滅失した場合 1世帯において 10万円

イ 半壊、床上浸水及び半焼により住家に被害を受けた場合 1世帯について 5万円

ウ 死亡者 1人について 10万円

エ 重傷を負った者 1人について 5万円以内

- オ 災害復旧に従事中死亡した者 1人について 10万円
- カ 災害復旧に従事中重傷を負った者 1人について 10万円
- (5) 災害資金・住宅資金等の貸付
  - ア 低所得世帯に対する災害援護資金又は生活福祉資金の貸付
  - イ 母子世帯に対する母子福祉資金の貸付申請の受付
  - ウ 寡婦世帯に対する寡婦福祉資金の貸付申請の受付
  - エ 労働金庫会員又は会員を構成する者への労働金庫からの生活資金の貸付申請の受付
  - オ 住宅を失い又は破損した者に対する国民生活金融公庫からの貸付申請の受付
- (6) 非常即時払い等
  - ア 郵便貯金、年金、恩給等について、一定の金額の範囲内における非常即時払い
  - イ 保険・年金貸付金の非常即時払い
  - ウ 年金掛金の特別振込等の非常取扱い
  - エ 預金通帳等を紛失した預貯金の便宜払戻し
  - オ 定期預金、定期積金等の期間前払戻し又は預貯金を担保とする貸付等
  - カ 損害日本銀行券及び補助貨幣の引換えについての必要な措置

### 3 租税の減免

市本部総務班は、被災者に対する税の減免等納税緩和措置を講ずる。

### 4 職業の斡旋

市本部商工観光班は、被災者の職業の斡旋について、県に対する要請措置等の必要な計画を策定しておく。

### 5 生活保護制度の活用

市本部福祉班・市支部救援班は、生活に困窮し、生活保護を必要とする世帯に対しては、民生委員と連絡を密にし、速やかに生活保護法を適用する。

### 6 障がい者及び児童に係る対策

#### (1) 障がい者に係る対策

市本部福祉班・市支部救援班は、避難所や在宅における一般の要援護者対策等に加え、障がい者に係る以下対策を実施する。

- ア 文字放送テレビ、ファクシミリ等障がい者に対する情報提供体制の確保、手話通訳者の派遣
- イ 車椅子、障がい者用携帯便器等障がいの状態に応じた機器や物資等の供給
- ウ ガイドヘルパー等障がい者のニーズに応じたマンパワーの派遣

#### (2) 児童に係る対策

市本部福祉班・市支部救援班は、次の方法等により被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見及び保護を行う。

- ア 避難所の管理者・リーダーを通じ、避難所における乳幼児の実態を把握し、保護者の疾病等により発生する要保護児童について児童相談所に対し通報がなされるようにする。
- イ 保護を必要とする児童を発見した場合、親族による受入れの可能性を探るとともに、養

護施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。

ウ 保護者が災害復旧事業に従事する等により、保育に欠ける乳幼児に対して、保育所に入所させ保育する。

#### 7 生活必需品、復旧資機材等の供給確保

被災地域において住民の不安と動揺を沈静化し、生活秩序の回復と復興を着実にしていくためにも、生活必需品、復旧用建築資機材等の確保を図るとともに、物資の需給・価格動向を調査監視し、物価の安定を確保していくことが肝要である。

- (1) 生活必需品、復旧資機材等の需給・価格動向を把握
- (2) 事業者等に対して供給体制の確保、在庫の放出、適正価格での供給など行政指導を行い、関係者の協力を得て、物価の高騰、買い占め、売り惜しみの防止に努める。

関係機関は、当該物資の輸送の確保に必要な措置をとる。

## 第3節 被災中小企業の振興

被災中小企業の自立を支援し、財政支援により早急な再建への道を開くことが必要で、市及びその他の関係機関は、被災中小企業者について、その被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。また、被災中小企業者の利便を図るために必要な相談窓口の開設、チラシ、パンフレット等の作成配布、広報等を行う。

### 1 被災中小企業の自立支援対策

市本部商工観光班その他関係機関は、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行い、被災中小企業の自立を支援する。

- (1) 商工組合中央金庫、日本政策金融公庫等の貸付条件の緩和措置
- (2) 再建資金の借入れによる債務の保証に係る中小企業信用保険について別枠の付保限度の設定、てん保率の引上げ及び保険率の引下げ
- (3) 災害を受ける以前に貸付を受けたものについての償還期間の延長等の措置
- (4) 事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する費用についての補助
- (5) 貸付事務等の簡易迅速化
- (6) 被災関係手形につき呈示期間経過後の交換持出し、不渡処分 of 猶予等の特別措置
- (7) 租税の徴収猶予及び減免
- (8) 労働保険料等の納付の猶予等の措置
- (9) その他各種資金の貸付け等必要な措置

## 第4節 農林漁業関係者への融資

被災農林漁業者の施設の災害復旧及び経営の安定を図ることが必要で、市及びその他関係機関は、次の事項について災害の規模に応じて必要な措置を講ずるとともに、被災者の利便を図るために必要な相談窓口の開設、チラシ、パンフレット等の作成配布、広報等を行う。

### 1 (株)日本政策金融公庫による融資

市本部農林水産班その他の関係機関は、農林漁業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、(株)日本政策金融公庫から円滑な貸付が行われるよう支援する。

#### (1) 農業関係資金

- ア 農業基盤整備資金
- イ 農林漁業セーフティネット資金
- ウ 農林漁業施設資金（災害復旧施設）

#### (2) 林業関係資金

- ア 林業基盤整備資金（造林、林道）
- イ 農林漁業施設資金（共同利用施設、主務大臣指定施設）
- ウ 農林漁業セーフティネット資金
- エ 林業経営安定資金（林業経営維持）

#### (3) 漁業関係資金

- ア 漁業基盤整備資金
- イ 漁船資金
- ウ 農林漁業施設資金